

【建設工事の部－工種の追加】

いわき市入札参加資格審査申請書提出要領
(建設工事の部)
－建設工事の種類追加－

いわき市に「建設工事の部」で入札参加資格登録をしている方が、建設工事の種類追加登録を希望する場合には、次のとおり受け付けます。

- 1 受付時間 午前 9 時から正午まで、午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までの期間は除きます。)
- 2 受付場所 財政部契約課工事契約係 (いわき市役所 7 階)
住所 〒970-8686 福島県いわき市平字梅本 21 番地
TEL (代表) 0246-22-1111 内線 2492~2495
(直通) 0246-22-7419
- 3 申請方法 「持参」による申請のほか、「郵送」による申請も受け付けます。
※ 提出書類については、「8 提出書類」を御覧ください。
- 4 登録の有効期間 審査の結果、登録された方の有効期間は、次のとおりです。
【主たる営業所の所在地が市内の方】
登録時から令和 6 年 3 月 31 日まで
【主たる営業所の所在地が市外の方】
登録時から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 5 登録の通知 書類審査の結果、資格を有すると認められた方には、後日「登録通知書」を郵送します。
なお、通知書の宛先は、本社又は委任している場合は委任先となります。
- 6 その他 申請内容のうち「商号又は名称・所在地・代表者職氏名・登録工種 (委任先も含む。)」については、窓口及び市公式ホームページで公表しますので、御承知ください。

【建設工事の部－工種の追加】

7 受付工種一覧

次の表の建設工事の種類別に、受け付けを行います。

番号 (略号)	建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
1 (土)	土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
2 (建)	建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
3 (大)	大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
4 (左)	左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又はおやり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
5 (と)	とび・土工・コンクリート工事	イ. 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ. くい打ち、くい抜き及びひき場所打くいを行う工事 ハ. 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ. コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ. その他基礎的ないしは準備的工事	イ. とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ. くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打くい工事 ハ. 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ. コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ. 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路附属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
6 (石)	石工事	石材（石材に類するコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
7 (屋)	屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
8 (電)	電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
9 (管)	管工事	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給水排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
10 (タ)	タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又はおやり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、れんが積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
11 (鋼)	鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
12 (筋)	鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
13 (舗)	舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事

【建設工事の部－工種の追加】

番号 (略号)	建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
14 (し)	しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
15 (板)	板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
16 (カ)	ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
17 (塗)	塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
18 (防)	防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
19 (内)	内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
20 (機)	機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排水機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
21 (絶)	熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
22 (通)	電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
23 (園)	造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事	植栽工事、地盤工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
24 (井)	さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
25 (具)	建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
26 (水)	水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水道処理設備工事
27 (消)	消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
28 (清)	清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
29 (解)	解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

【建設工事の部－工種の追加】

8 提出書類

申請書類はすべて A4 サイズとし、番号順に並べ、左側をとじ紐で綴ってください。

番号	提出書類	市内業者の方	市外業者の方		コピー	注意事項
			本社又は本店を登録する場合	支店等その他の営業所を委任先として登録する場合（市内の営業所を登録している場合を含む）		
綴じ込む書類						
①	様式1 入札参加資格審査申請書 (建設工事の部) －建設工事の種類の追加－	○	○	○	－	・申請は、本社名で、申請すること。 (3枚1組)
②	建設業許可証明書 又は 建設業の許可について (通知)	○	○	○	可	・建設業許可証明書の場合は、 重要 申請日前3箇月以内 に発行されたものであること。 ・許可更新手続中のため提出できない場合は、所管官庁の受理印のある建設業許可申請書（建設業法施行規則第2条で定める別記様式第1号及び同別表）を提出すること。
③	専任技術者証明書	○	○	○	可	・登録を希望する工種について、申請日現在の営業所に専任の技術者が示されている専任技術者証明書（建設業法施行規則第3条で定める別記様式第8号）又は専任技術者一覧表（同規則第2条で定める別記様式第1号別紙4）であること。
④	総合評定値通知書	○	○	○	可	・申請日現在で有効なものであること。 ※登録が可能な工種は、総合評定値通知書に総合評定値（P）が記載されているものに限る。
⑤	様式2 技術者経歴書	○	－	－	可	・申請日現在で作成すること。
⑥	技術職員名簿	○	－	－	可	・総合評定値請求書に添付した技術職員名簿 ⑤の技術者経歴書に対応するよう、技術職員の追加又は変更がある場合は、当該名簿を見え消し修正すること。 ・所管官庁の受理印のある技術職員の変更届等の写し、又は技術職員の資格を証する書類等 上記名簿に追加又は変更がある場合、又は上記名簿に記載されていない資格を有している場合に添付すること。
⑦	様式3 有資格技術職員内訳	－	○	○	可	・申請日現在の人数で記入すること。
⑧	建設業許可申請書の別表 ※委任先で工種の追加を希望する場合のみ	－	－	○	可	・委任先の営業所所在地、営業しようとする建設業の内容に変更がある場合は、その内容が確認できる所管官庁の受理印のある変更届出書（建設業法施行規則第9条で定める別記様式第22号の2）の写しも添付すること。
綴じ込まない書類						
①	様式4 入札参加資格審査申請受付確認票（建設工事の部） －建設工事の種類の追加－	○	○	○		・申請書類のチェック欄を用いて申請前に提出書類を確認すること。
②	84円切手（登録通知書送付用）	○	○	○		・入札参加有資格者に関する登録通知書を送付するため、 重要 84円切手を1枚「入札参加資格審査申請受付確認票」にクリップ止めすること。